

# 新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション重要事項説明書

当事業所が訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供するにあたり、ご契約者に説明する事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

法人名	社会医療法人貞仁会 新札幌ひばりが丘病院
所在地	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番1号
電話	011-894-7070
代表者	理事長 高橋 大賀
設立年月日	昭和63年9月5日

## 2. 事業所の概要

事業所名	新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション
指定年月日及び指定番号	平成18年7月1日 事業所番号 0160590196
事業所の所在地	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号ウェルフェアセンター2階
管理者	高橋 勇人
連絡先	電話 011-802-8235 FAX011-802-8236
サービス提供地域	厚別区、白石区、清田区、豊平区の一部地域、江別市・北広島市の一部地域

## 3. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者・サービス提供責任者	看護師 1名 (常勤)
管理者以外の職員	看護師 2名以上 (常勤2名以上) 作業療法士 1名以上

※2025年3月1日時点

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜日
休業日	日・祝日、及び12月30日～1月3日
営業時間	月曜日～金曜日 9時～17時 土曜日 9時～12時00分 (訪問看護のみ)
	※ 緊急時対応等は上記に限らず適宜対応 ※ サービス提供計画次第では上記に限らずサービス提供を実施
	電話等により、24時間連絡可能、必要に応じ訪問看護実施。 別途契約が必要です。

## 5. 事業の目的及び運営方針

新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護・介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員が（以下「看護師等」という。）病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。また、利用者の心身の特徴を踏まえて可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指して支援する。

事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの

綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 6. サービス内容

1) 訪問看護は医師の指示に基づき、個別に訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を立案、実施・記録し、月毎に医師へ報告する。

### 2) 内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 褥瘡の予防・処置
- (3) リハビリテーション
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他の医師の指示による医療処置

## 7. 利用料金

当事業所が提供するサービスについては

- 1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の対象）
- 2) 利用料金が医療保険から給付される場合（健康保険等の対象）
- 3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

### 1) 介護保険の対象となる訪問看護サービスと利用料金 (R3.4.1 改定)

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）が定められます。

<利用料金>

介護給付の方 \*1 単位当たり 10.21 円

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
	314 単位/回	471 単位/回	823 単位/回	1125 単位/回
利用総額	3, 206 円	4, 809 円	8, 403 円	11, 517 円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	2, 885 円	4, 328 円	7, 563 円	10, 365 円
	（8割） 2, 565 円	3, 847 円	6, 722 円	9, 214 円
利用者負担分（1割）	321 円	481 円	840 円	1, 152 円
	（2割） 641 円	962 円	1, 681 円	2, 303 円

作業療法士等によるサービス 訪問看護 I—5 / 293 単位 介護予防訪問看護 I—5 / 283 単位	
利用者負担分【訪問看護】	¥300（1割）、¥599（2割）、¥898（3割）
利用者負担分【介護予防訪問看護】	¥281（1割）、¥578（2割）、¥867（3割）
◎利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位減	

予防給付の方 \*1 単位当たり 10.21 円

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
	303 単位/回	451 単位/回	794 単位/回	1090 単位/回
利用総額	3, 094 円	4, 605 円	8, 107 円	11, 129 円

うち、介護保険から給付される金額（9割）	2,785円	4,145円	7,296円	10,016円
（8割）	2,475円	3,684円	6,486円	8,903円
利用者負担分（1割）	309円	461円	811円	1,113円
（2割）	619円	922円	1,621円	2,226円

<加算料金>

**(1) 夜間・早朝加算**

以下の時間帯で計画的にサービスを行った場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ①夜間（午後6時から午後10時まで）及び早朝（午前6時から午前8時まで）：25%  
 ②深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

**(2) 緊急時訪問看護加算**

当事業所では夜間・休日も含めた緊急時の相談と訪問の体制をとっています。緊急時訪問看護を希望される方は、あらかじめサービス計画に登録します。

\*1ヶ月につき (I) 600単位/月、(II) 574単位/月 ※区分支給限度基準額の算定対象外

区分	緊急時訪問看護加算(I)	緊急時訪問看護加算(II)
利用総額	6,126円	5,861円/月
うち、介護保険から給付される金額（9割）	5,513円	5,275円/月
（8割）	4,901円	4,689円/月
利用者負担額（1割）	613円	586円/月
（2割）	1,225円	1,172円/月

\*緊急時訪問看護を行った際は、その都度、訪問時間に基づく訪問料金のお支払いが必要になります。

**(3) 特別管理加算**

①厚生労働大臣が定める状態の利用者（留置カテーテルを付けている方や、人工肛門を付けている方、在宅酸素療法をしている方、重度の褥瘡の方など）には、下記の料金がかかります。

\*1ヶ月につき (I) 500単位/月、(II) 250単位/月 ※区分支給限度基準額の算定対象外

区分	特別管理加算 I	特別管理加算 II
特別管理加算対象者	留置カテーテル、気管カニューレ利用者、悪性腫瘍など	在宅酸素、人工肛門 真皮を超える褥瘡 週3回以上点滴利用者
利用総額	5,105円/月	2,553円/月
うち、介護保険から給付される金額（9割）	4,595円/月	2,298円/月
（8割）	4,084円/月	2,042円/月
利用者負担額（1割）	511円/月	255円/月
（2割）	1,022円/月	511円/月

ひと月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

**(4) 長時間訪問看護加算 \*300単位/回**

特別管理加算対象者で、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合の加算。

利用総額	3,063円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	2,756円
（8割）	2,450円
利用者負担額（1割）	307円
（2割）	613円

**(5) サービス提供体制強化加算 I \*6単位/回**

研修等を実施しており、7年以上の勤続年数のある者を一定以上配置している事業所に対して加算。

利用総額	61円
うち、介護保険から給付される金額(9割)	54円
(8割)	48円
利用者負担額(1割)	7円
(2割)	13円

**(6) 専門管理加算 \*250 単位/月**

緩和ケア、褥瘡ケア若くしは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の加算です。  
1ヶ月1回算定

利用総額	2,553円/月
うち、介護保険から給付される金額(9割)	2,298円/月
(8割)	2,042円/月
利用者負担額(1割)	255円/月
(2割)	511円/月

**(7) 複数名訪問看護加算 (I)**

同時に2人の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行なう必要がある場合に加算。

\*30分未満 254 単位/回                      \*30分以上 402 単位/回

利用総額	30分未満	2,593円	30分以上	4,104円
うち、介護保険から給付される金額(9割)	(8割)	2,334円		3,694円
		2,074円		3,283円
利用者負担額	(1割)	259円		410円
	(2割)	519円		821円

**複数名訪問看護加算 (II)**

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に加算。

\*30分未満 201 単位/回                      \*30分以上 317 単位/回

利用総額	30分未満	2,052円	30分以上	3,236円
うち、介護保険から給付される金額(9割)	(8割)	1,846円		2,912円
		1,641円		2,588円
利用者負担額	(1割)	206円		324円
	(2割)	411円		648円

**(8) 退院時共同指導加算 \*600 単位/初回訪問月**

医療機関と共同で在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算

利用総額	6,126円
うち、介護保険から給付される金額(9割)	5,513円
(8割)	4,900円
利用者負担額(1割)	613円
(2割)	1,226円

**(9) 初回加算 \*350 単位/当日の初回訪問 \*300 単位/翌日以降の初回訪問**

※退院時共同指導加算を算定した場合は算定しない

新規に訪問看護を利用する方に訪問看護計画を作成して訪問看護を提供した場合に加算

	初回加算(I) *当日の初回訪問	初回加算(II) *翌日以降の初回訪問
利用総額	3,574円	3,063円
うち、介護保険から給付される金額(9割)	3,217円	2,757円
	(8割) 2,859円	2,450円

利用者負担額	(1割)	357円	306円
	(2割)	715円	613円

### (10) 口腔連携強化加算 \*50 単位/月

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合の加算です。

利用総額	511円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	460円
(8割)	409円
利用者負担額 (1割)	51円
(2割)	102円

### (11) 遠隔死亡診断書補助加算 \*150 単位/死亡月

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者にその主治医に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の加算です。

利用総額	1,532円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	1,379円
(8割)	1,226円
利用者負担額 (1割)	153円
(2割)	306円

### (12) ターミナルケア加算 \*2,500 単位/死亡月

死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合に加算

\*介護予防訪問看護は対象外です。

利用総額	25,525円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	22,973円
(8割)	20,420円
利用者負担額 (1割)	2,553円
(2割)	5,106円

## (11) 交通費

①通常の事業の実施地域以外への訪問看護に要した交通費は、その実費がかかります。

70円/kmで計算します。

## (12) その他の利用料

①介護保険特別管理加算対象者以外の介護保険利用者で、90分を超えて訪問看護を利用した場合に以降10分毎に500円を頂きます。

②利用者の都合により訪問看護当日にキャンセルした場合は、キャンセル料として1,000円を徴収いたします。但し、利用者様の容態急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、また訪問前日までにご連絡の場合はこの限りではありません。(介護・医療共通)

③死後の処置については実費 11,000円を頂きます。

\* (1) ~ (9) は、厚生労働省令により変更する場合があります。

## 2) 健康保険法等の対象となる訪問看護サービスと利用料金

医師の指示で訪問看護のサービスが必要とされ、要介護認定で「自立」と判定された方や、厚生労働大臣が定める疾病の方(人工呼吸器を使用している方や、パーキンソン病の方など)

介護保険の2号被保険者で要介護認定の対象にならない方、及び40歳未満で訪問看護を利用される方は、健康保険法等により訪問看護サービスが提供されます。

<利用料金> (医療保険適応)。

項目	内容	金額
基本療養費 I	保健師、看護師、助産師、理学療法士、言語聴覚士等による訪問。	週3日目まで5,550円/回 週4日目以降6,550円/回

	准看護師による訪問。	週3日目まで5,050円/回 週4日目以降6,050円/回
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師と共同して同一日に訪問を行った場合。	12,850円 月1回限度。管理療養費は算定不可。
基本療養費Ⅱ	同一建物居住者に対して、保健師、看護師等が訪問。同一日に2人。	週3日目まで5,550円/回 週4日目以降6,550円/回
	同一日に3人以上。	週3日目まで2,780円/回 週4日目以降3,280円/回
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師と共同して同一日に訪問を行った場合。	12,850円 月1回限度。管理療養費は算定不可。
基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時に訪問看護を実施	1回 8,500円
難病等複数回訪問加算	必要に応じて1日に2回、または3回以上指定訪問看護を行う場合。	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円
ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合。	ターミナルケア療養費1:25,000円 (在宅、特別養護老人ホーム)  ターミナルケア療養費2:10,000円 (特別養護老人ホーム等で死亡。 看取り介護加算算定者)
複数名訪問看護加算	対象患者に対し、一人での看護職員による指定訪問看護が困難である場合。	イ.看護師等4,500円(週1回) ロ.准看護師3,800円(週1回) ハ.看護補助者等3,000円(1~2回/日) (3回以上10,000円)
訪問看護情報提供療養費	別紙※1	1,500円/月1回
夜間・早朝、深夜看護加算	夜間・早朝、深夜に訪問した場合に加算。	6時~8時, 18時~22時 2,100円 22時~6時 4,200円
緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急の訪問を行い、利用者や利用者家族等の同意を頂いた場合に加算。	月14日目まで2,650円/日 月15日目以降2,000円/日
管理療養費	主治医との連携や利用者家族との連絡・相談・訪問看護の提供に関する管理。安全管理体制の整備。	
	月の初日の訪問の場合。	1) 機能強化型1 13,230円 2) 機能強化型2 10,030円 3) 機能強化型3 8,700円 4) 1)2)3)以外 7,670円
	月の2回目以降の訪問の場合。	1) 3,000円/日 2) 2,500円/日
管理療養費の加算	①24時間対応体制加算 ②特別管理加算(疾患等により加算) ③退院時共同指導加算 ④特別管理指導加算 ⑤退院支援指導加算	1) 6,800円/月 2) 1)以外 6,520円/月 5,000円または2,500円/月 1回 8,000円 1回 2,000円 1回 6,000円 (厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する場合。) +8,400円

	⑥在宅患者連携指導加算 ⑦在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ⑧看護・介護職員連携強化加算	1回 3,000円 1回 2,000円(月2回まで) 2,500円/月
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を実施した場合。	2,500円/月
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、医師の死亡診断の死亡診断の補助を行った場合。	1,500円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	50円/月

#### ※訪問看護情報提供療養費

- 1.市町村等からの求めに応じて指定訪問看護の文書を添えて情報提供した場合。
- 2.小・中学校入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について学校からの求めに応じて文書を添えて情報提供した場合。
- 3.保険医療機関等に入院し又は入所する利用者について情報提供した場合。

#### 加算の説明

- ①については、緊急時など24時間対応を希望された場合に加算。
- ②については、厚生労働大臣が定める状態の利用者（留置カテーテル、人工肛門、在宅酸素、重度の褥瘡の方など）に対して計画的な管理を行った場合に加算。
- ③については、入院中の医療機関の医師等を退院後の療養上の指導を行った場合に加算。
- ④については、②と③を算定した場合に加算。
- ⑤については、退院日に療養上の必要な指導を行った場合に加算。
- ⑥については、保険医療機関や薬局などに文書で情報共有し、療養上の指導を行った場合に加算。
- ⑦については、利用者が急変した場合等に在宅医療機関が患家へ赴き、カンファレンスの実施指導を行った場合に加算。

<その他利用料金>（自費分）

項目	内容	金額
超過料金	90分を超えた場合30分ごとに	1,000円
時間外料金	営業時間を超えた場合	1時間まで3,100円 以後30分毎に1,000円
休日料金	営業日以外の日（祝休日など）に訪問した場合	1時間まで3,100円 以後30分毎に1,000円
交通費	実費。事業所から利用者宅までの距離により料金設定。7.1）（4）のとおりです。	70円/km
衛生材料費 死後の処置		実費 11,000円

\*訪問時間は1回30分から1時間30分の範囲となります。

\*特定疾患・医療扶助の場合は公費負担ですが、超過料金・交通費・休日料金・時間外料金は実費となります。

\*（基本療養費+管理療養費+加算分）×医療保険負担割合+その他の料金となります。

\*厚生労働省令により変更する場合があります。

### 3) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

#### (1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、支給限度額を超えた

金額がご契約者の負担となります。

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満
利用料金	3,185円	4,788円	8,361円	11,455円

\*厚生労働省令により変更する場合があります。

#### 4) 保険適用外サービス

私的な理由で外出時等に訪問看護を利用した場合に自費になります。

#### 5) 利用料金の支払い方法

お支払い方法は原則として、郵便振込、または、事業所が指定する銀行口座への振込み、口座振替をお願いしております。料金、費用は1ヶ月毎に計算し、月末締め、翌月15日頃に請求書発行となります。

#### 6) 利用の中止、変更

やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、できるだけ前日までにご連絡をお願いいたします。訪問当日、キャンセルとなった場合は、料金が発生することがあります。

### 8. サービスの利用に関する留意事項

#### 1) 契約の解約

ご契約者は、不服な場合この契約を解約することができます。

#### 2) 秘密保持

事業所とその職員は、サービスを提供する上で知り得たご契約者およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様に継続いたします。

#### \*個人情報の取り扱いについて

当事業所では、居宅サービス計画に沿って、利用者へのサービスが円滑に効果的に提供される為に実施されるサービス担当者会議、事業間のカンファレンス、介護支援専門員とサービス事業所あるいは主治医等との連絡、調整において必要とされる場合、学生の実習で必要とされる場合、居宅サービス計画内容について、関係する行政機関及び行政から委託を受けた機関より報告と情報開示を求められた場合に、利用者及びご家族の情報を使用することがあります。また、介護保険サービスの質の向上のために、学会・研究会等での事例研究発表の際に使用することがあります。この場合、事業者は利用者個人を特定できないように仮名等を使用すること、個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うことを厳守します。

#### 3) サービス提供記録の開示について

事業者は、利用者または利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じる。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

### 9. 相談窓口・苦情対応

1) サービスに対する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 管理者	電話番号 011-802-8235
介護事業部 事務次長	FAX 番号 011-802-8236

2) 公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。



市町村介護保険相談窓口	厚別区役所	所在地 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 電話番号 011-895-2400
	白石区役所	所在地 札幌市白石区本郷通3丁目北 電話番号 011-864-2400
	清田区役所	所在地 札幌市清田区平岡1条1丁目 電話番号 011-889-2400
	豊平区役所	所在地 札幌市豊平区平岸6条10丁目 電話番号 011-895-2400
	江別市役所	所在地 江別市高砂町6番地 電話番号 011-382-4141
	北広島市役所	所在地 北広島市中央4丁目2番地1号 電話番号 011-372-3311
国民健康保険団体連合会		所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161
札幌市役所 介護保険課（事業指導係）		所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階北側 電話番号 011-211-2972

## 10. ハラスメント行為について

利用者又は家族から以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を解除致します。

- ・身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、蹴られる、サービス提供中の喫煙等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

## 11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①成年後見制度の利用を支援します。
- ②当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。虐待防止に関する責任者は管理者です。苦情解決体制を整備しています。

## 12. 身体拘束等の禁止

ステーションは、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

### 13. 緊急事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

### 14. 災害時の対応

災害発生時には、他の訪問看護ステーションの看護師が訪問する事もあります。

### 15. 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。

ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。感染症及び災害時に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

### 16. ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

説明確認欄	年	月	日
-------	---	---	---

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。